

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

ご存じですか？ 遺贈寄付

「遺贈寄付」への関心が高まっている

こんにちは、高橋学です。皆さんは「遺贈寄付」という言葉をご存じでしょうか？ 今回は、“最後のお金の使い方”として注目度が増している遺贈寄付の概要と、実際に利用する際のポイントについて解説します。

遺贈寄付とは、生前に遺言を残すことで亡くなった後の財産の一部または全部を、自分が応援したい公益法人やNPO法人、公共団体などに寄付すること。ここ数年関心が高まっており、例えば2022年度に日本財団遺贈寄付サポートセンターに寄せられた問い合わせ件数は2,223件と、2017年度（832件）の2倍以上になっています（図表1）。

遺贈寄付への関心の高まりの背景には、身寄りのない“高齢のおひとり様”の増加があります（相続人がいない場合の遺産は国庫に返納されます）が、もう1つ見逃せないのが、遺産に対する意識の変化です。「人生最後のお金の使い方として、社会貢献なども考えたい」と思う人は、相続人がいる人の中でも増えているようで、その手段の1つとして、遺贈寄付が注目されているわけです。

ちなみに、一定の条件を満たす法人に遺贈寄付する分の遺産は相続税の対象にはなりません。

遺贈寄付を理解する3つのステップ

実際に、遺贈寄付する際の大まかな流れとポイントを3つのステップに沿って見ていきましょう（図表2）。

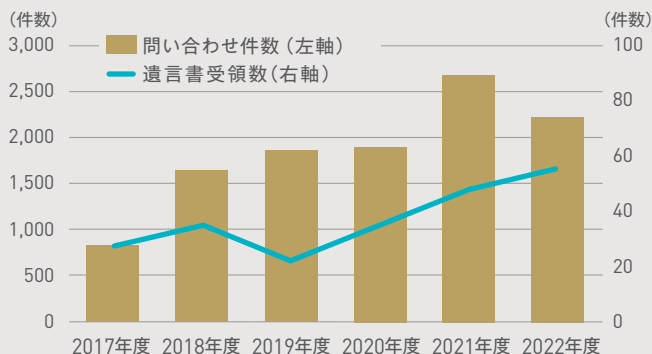
1つ目は「財産の整理と割り当て」。ご自身の財産を改めて整理し、どの財産をどれだけ遺贈寄付に当てるのが適切か考えるステップです。ポイントは“過大な寄付”にならないよう気を配ること。遺贈寄付によって残された遺族や事業承継が“困ったこと”になるのは本末転倒です。

2つ目のステップは「遺贈先の選定」。ご自身が応援したい遺贈先を選ばよいのですが、注意したいのが遺贈先の信頼性と継続性の見極め。遺贈先を自分一人で探すのが難しい場合は、遺贈寄付の相談事業を行っている団体などの手を借りるのも1つの方法です。また不動産などの寄付は受け付けていないケースもありますので、遺贈先の団体にはあらかじめ相談した方がよいでしょう。

3つ目のステップは「遺言書の作成」。遺言書には、①本人が自筆で作成する「自筆証書遺言」と、②公証人に口頭などで意思を伝え、公証人が作成する「公正証書遺言」がありますが、後者を勧める専門家も多いようです。遺言書を作った後でも、書き直すことは可能です。

M

■ 図表1 日本財団遺贈寄付サポートセンターへの
問い合わせ件数と遺言書受領数の推移



(出所)日本財団遺贈寄付サポートセンター

■ 図表2 遺贈寄付の大まかな流れ

ステップ1 財産の整理 と割り当て

- 自分にどのような財産があるのかを確認
- どの財産をどれだけ遺贈寄付するかを考える



ステップ2 遺贈先の 選定

- 関心のある団体や応援したい自治体などを検討
- 遺贈先候補の信頼度もチェック
- 遺贈寄付の相談事業を行っている団体に相談も



ステップ3 遺言書の 作成

- どの財産をどれだけ遺贈するのかを遺言書に明示
- 環境の変化などに応じ、適宜書き直し

(出所)各種資料をもとに筆者作成